

# 第 1 1 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成25年11月1日(金)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	平 山 修	○	21	副島 博司	○
2	松尾 直一	○	12	橋口 忠次郎	○	22	中島 善重	○
3	前田 英司	○	13	森 登喜男	○	23	井手 憲一郎	○
4	福田 義晴	○	14	内海 敏光	○			
5	齊藤 厚男	○	15	梅崎 義純	○			
6	池田 良一	○	16	藤森 秀喜	○			
7	藤田 勉	○	17	前田 國太郎	○			
8	市丸 和男	○	18	土井 末義	○			
9	西山 哲	○	19	前田 儀三郎	○			
10	岩永 孝雄	○	20	竹本 照雄	○			

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 8番 \_\_\_\_\_ 市丸 和男

\_\_\_\_\_ 16番 \_\_\_\_\_ 藤森 秀喜

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	力 武 浩 和	農地係長	原 利 彦
農地係員	久 保 克 明		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第60号	農地法第5条の申請について	( 3件)
議案 第61号	農地法第4条の申請について	( 6件)
議案 第62号	農地法第3条の申請について	( 5件)
議案 第63号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 8件)	

8. 報告事項

報告 第21号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 1件)
報告 第22号	農地の形質変更工事計画変更届出について	( 2件)

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>(挨拶)</p>														
議長	<p>それでは、ただいまより第11回農業委員会会議を開会します。</p> <p>本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人のご依頼を申し上げます。</p> <p>今回は8番 市丸委員、16番 藤森委員です。</p> <p>事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table data-bbox="359 929 1252 1288"> <tr> <td>第60号 農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>第61号 農地法第4条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>第62号 農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>第63号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用権設定 通年</td> <td style="text-align: right;">8件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table data-bbox="359 1377 1252 1489"> <tr> <td>第21号 農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>第22号 農地の形質変更工事計画変更届出について</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	第60号 農地法第5条の申請について	3件	第61号 農地法第4条の申請について	6件	第62号 農地法第3条の申請について	5件	第63号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について		利用権設定 通年	8件	第21号 農地法第18条第6項通知の受理について	1件	第22号 農地の形質変更工事計画変更届出について	2件
第60号 農地法第5条の申請について	3件														
第61号 農地法第4条の申請について	6件														
第62号 農地法第3条の申請について	5件														
第63号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について															
利用権設定 通年	8件														
第21号 農地法第18条第6項通知の受理について	1件														
第22号 農地の形質変更工事計画変更届出について	2件														
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第60号 農地法第5条の申請について</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>														
事務局	<p>第60号 農地法第5条の申請の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、43番になります。</p>														

図面は、案内図と字図が1ページ、土地利用計画図が2ページになります。

申請地は、立花町金谷地区です。

譲受人が、駐車場を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、44番になります。

図面は、案内図と字図が3ページ、土地利用計画図と雨水排水計画図が4ページになります。

申請地は、黒川町小黒川地区です。

借受人が、太陽光発電施設を建設するための申請です。

この案件につきましては、申請前に工事を着工していたことに対し始末書を添付しております。

農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、45番になります。

	<p>図面は、案内図と字図が5ページ、土地利用計画図が6-1ページ、平面図が6-2ページになります。</p> <p>申請地は、二里町大里地区です。</p> <p>借受人が、工事現場事務所及び駐車場を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が二里公民館から約280mの位置に立地しているため、第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のiii、市役所の支所から概ね300m以内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第60号農地法第5条の申請は以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条43番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この現場は伊万里の自動車学校から見て400～500mくらいということでございます。畑は荒れていたのもでユンボで地ならしをしていたところ、隣の人が何も使わないなら、駐車場にお願いしたいということでございまして、農地転用にかけられました。周辺が住宅で前は道で、別に何も問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>43番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、44番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は黒川町でございしますが、204号線の西側にあたるところです。そこにはコメリができておりますが、その西側にあたるところです。区長さん、</p>

	生産組合長さん、また隣接の同意も頂いていらっしゃいました。私も差し支えないと思って捺印を致しました。審議のほどよろしく申し上げます。
議長	4 4 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、4 5 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	図面の 5 ページを開いていただきまして、皆さんご存知かと思いますが、今二里小学校が改築されております。それで 6 ページを開けて頂きますと、浦山、梅崎と書いてあるところが、これが 3 ベンチャーの建築の方が工事現場に借りておられます。その北側ですか東側ですかそちらの方に作業用あるいは駐車場等の一時転用に貸していただけないでしょうかという話がありまして、とにかく私よりも区長さん、生産組合長さんに話をさせていただいて、私の方に回ってきまして、地権者も周辺の方も特に問題ないと言う事で、一時転用ということで私の方も署名捺印したところです。
事務局	補足説明ですが、図面の 6 の 1 のほうを見て頂きたいと思いますが、今回の一時転用ですけれども、この一筆の中で耕作エリアというのが道沿いのところで示してあるかと思えます。こちら現在コスモスを植えているところでございます。この分については、そのまま残すということでお話がっておりますので、今議案のほうの 1 ページの 4 5 のほうには土地の表示の面積を 9 8 1 でございますが、このうち 7 5 8 m <sup>2</sup> が一時転用の面積となります。そちらの内表示が抜けておりますので、ご記入をお願いします。そして、その横の施設の概要および面積のところの進入路等のところが今 5 1 0 m <sup>2</sup> ということで表示をしておりますがこちらが 2 8 7 m <sup>2</sup> ということになります。

<p>議長</p>	<p>45番について、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、</p> <p>議案第60号 農地法第5条の申請 3件</p> <p>について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第61農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第61号農地法第4条の申請6件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、15番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が7ページ、土地利用計画図が8ページ、平面図が6ページになります。</p> <p>申請地は、立花町富士町地区です。</p> <p>申請人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、16番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が10ページ、土地利用計画図が11ページ、平面図が12ページと13ページになります。</p>

申請地は、立花町渚地区です。

申請人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、17番になります。

図面は、案内図と字図が14ページになります。

申請地は、大川内町岩谷地区です。

申請人が、植林をするための申請です。なお、許可を得ずに植林をしていたことに対して始末書が添付されております。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、植林により代替地の検討をすることができないため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、18番になります。

図面は、案内図と字図が15ページ、土地利用計画図が16ページになります。



申請地は、二里町東八谷搦地区です。

申請人が、駐車場を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、19番になります。

図面は、案内図と字図が17ページ、土地利用計画図が18ページ、平面図が19ページになります。

申請地は、二里町大里地区です。

申請人が、共同住宅を建設するための申請です。

農地区分は、申請地は水管下水管2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500m以内に二里小学校と医療施設があるため、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)に該当します。許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、20番になります。

図面は、案内図と字図が20ページ、土地利用計画図が21ページになります。

申請地は、東山代町里地区です。

	<p>申請人が、自宅への進入路を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、農地区分は申請地が東山代公民館から約160m、に立地しているため、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のi、市役所の支所、鉄道の駅から概ね300m以内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第61号農地法第4条の申請については以上6件です。</p>
議長	<p>それでは、15番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>15番の件につきまして説明をしたいと思います。場所はちょうどこの市庁舎の裏側になります。この字図を見て頂ければわかりますように、前に申請が出ている1240-2と1240-5に自分の今の自宅を移して、そこに家を移すと、そして今の自宅を潰してアパートを建てたいということでございました。それで、区長さんまた生産組合長さんも承諾印を押していただき、別に問題ないと判断いたしまして私も承諾印を押したところでございます。</p>
議長	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、16番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>自分の宅地が今度県道の拡幅工事が計画をされておりますので、どうしてもかかるということでございます。場所については渚公民館の横になるところでございますけれども、ちょうど川が流れております。その横に水田、</p>

	<p>がございまして、そこにしたいということでございました。保全管理をされております。横には水田があり作付もされておりましたけれど、区長さん、生産組合長さんに隣接者の承諾印もございましたので、別に問題ないと判断をいたしまして、私も承諾印をおしたところでございます。どうかご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>16番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特にないようですので、</p> <p>それでは、17番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>説明図面は14ページになっております。ここは周囲全体がミカン山でございましたけれども、ミカンの暴落によって耕作ができず、周囲にありましたヒノキ等がだんだん大きくなって藪的になっておりまして、耕作放棄地の調査のときも何回も市役所の方と現場を見たところでした。この前の時の調査資料に基づいて、本人に畑に戻したらどうかと話をしていたところ、植林での申請となっております。</p>
議長	<p>17番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、それでは、18番について担当委員から説明をお願いします。</p>

<p>担当委員</p>	<p>場所は15ページを開いて頂きますと、搦の警察の手前の信号機のところに、パチンコ屋が2つありますけれど、その信号機、こちらの国見台の方から入っていきますと、右側に右折していただいて、すぐにガソリンスタンドがありますけれどもそちら側の方になります。ここは3世代、今2世代お住みですけれども、孫が帰ってくるということで、どうしても駐車場が足りなくなりますということで、急遽駐車場にするということで私の方に相談がありまして、別にここは問題ないだろうということで私も捺印したところです。</p>
<p>議長</p>	<p>18番について、御意見、御質問はございませんか。  &lt;なし&gt;  それでは、19番について担当委員から説明をお願いします。</p>
<p>担当委員</p>	<p>場所は17ページを開いて頂きますと、国見台のほうから国見トンネルのほうに抜けるバイパスなんですけれども、以前マルキョウの裏にアパートを造られるときにも皆さんに協議していただきましたけれども、その道を挟んで反対側の方にも約一反弱の農地がありまして、そこにもまたアパートを造るよということで計画されまして、その前に、以前も言ったかと思えますけれども大里区のほうは、役員会において役員会で承諾されて生産組合長さんの印鑑を頂いてということで承諾しますので、その旨通って私の方にも業者の方がお見えになって、こういう感じで印鑑頂いておりますという通知書も頂いております、了解していただいておりますということで私の方に来ました。上下水道も通っておりますし、問題ないということで私も印鑑を押したところでございます。</p>

議長	<p>19番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは、20番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>資料、字図は20ページでございます。ちょうど青幡神社に通ずる道路の周辺でございます。裏側には正福寺もあるということで、進入道路をつくるということでございました。周辺も別に問題があるようなところではなかったので大丈夫だろうということで生産組合長の印鑑も頂いておりましたので私も問題と思いましたので捺印いたしました。</p>
議長	<p>20番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いですので、議案第61号農地法第4条の申請6件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第62号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第62号農地法第3条の申請5件について説明します。</p> <p>議案は3ページから4ページになります。</p> <p>議案の70番から74番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第62号農地法第3条の申請5件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第63号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、まずは利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第63号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年8件について、御説明します。議案の5ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が7名、貸付人が8名で、面積は、田が18,008㎡、畑が18,796㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を6～10ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上8件です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第63号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年8件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第63号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年8件については申出のとおり決定します。</p>

	<p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第21号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第21号農地法第18条第6項通知の受理2件について御説明します。</p> <p>議案の11ページを御覧ください。</p> <p>21番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は、今回、農地法第5条44番として5条の申請が出ております。22番につきましては、訂正になりますが、賃借人の住所が山代町脇野になっておりますが、東山代町脇野の誤りでありまして、訂正をお願いいたします。今回の件については、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借をされる予定で今回、別の方から利用権設定の申請が出ております。</p> <p>報告第21号については以上2件です。</p>
議長	<p>報告第21号農地法第18条第6項通知の受理2件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特にないようですので報告第22号農地の形質変更工事計画変更届出2件について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第22号農地の形質変更工事計画変更届出2件について御説明します。</p> <p>この2件の届出については、申請地どうしが隣接しており、かつ工事計画</p>

	<p>も同一のものになりますので、併せて説明をしたいと思います。</p> <p>議案の12ページ、5番と6番になります。</p> <p>申請地は立花町東円蔵寺地区です。</p> <p>こちらは今年の5月に形質変更届が出ておりましたが、今回、工事施工業者を変更されたための届出です。工事計画及び工事期間の変更はありません。</p> <p>報告第8号については以上2件です。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>報告第22号農地の形質変更工事計画変更届出2件について御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第11回農業委員会を閉会します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt; 議事終了 &gt;&gt;&gt;</p>